

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の九十七・五
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十八
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十八・五
 - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十九・二五
- 3 5 略

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の九十二・五
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十四
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十五・五
 - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十七・七五
- 3 5 略

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	二六九、〇〇〇円
	二	二七三、三〇〇円
二	一	三〇七、五〇〇円
	二	三一四、九〇〇円
	三	三二二、三〇〇円
	四	三二九、六〇〇円
	五	三三七、〇〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	二六八、九〇〇円
	二	二七三、三〇〇円
二	一	三〇七、五〇〇円
	二	三一四、九〇〇円
	三	三二二、三〇〇円
	四	三二九、六〇〇円
	五	三三七、〇〇〇円

三				
五	四	三	二	一
三九四、 四〇〇円	三八九、 〇〇〇円	三八〇、 八〇〇円	三七二、 六〇〇円	三六四、 五〇〇円

三				
五	四	三	二	一
三九四、 四〇〇円	三八九、 〇〇〇円	三八〇、 八〇〇円	三七二、 六〇〇円	三六四、 五〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 百分の九十五</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十六</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十七</p> <p>四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十八・五</p> <p>3 5 略</p>	<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 百分の九十七・五</p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十八</p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十八・五</p> <p>四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十九・二五</p> <p>3 5 略</p>